

平成 29 年度

江府町人権・同和問題

# 小地域懇談会

テーマ

「聞こう、語ろう

～意識調査から～」

## 【日程】

### 1 開 会（10分）

- ① 集落代表あいさつ
- ② 出向者自己紹介
- ③ 日程説明
- ④ テーマの経緯説明
- ⑤ 話し合いのルール説明

### 2 意識調査報告①（10分）

- ・意識調査（法律・条例の認知度等）（5分）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（5分）  
＜あかるいこころ第38集の朗読＞

### 3 アイスブレーキング（5分）

- ・意識調査の風習についてのクイズ

### 4 グループ討議(40分)

- ・自分の理想の結婚相手の条件とは？

### 5 グループ発表（10分）

### 6 意識調査報告②（10分）

- ・意識調査（結婚について・身元調査等）

### 7 閉会（5分）

# 話し合いのルール

## 1 参加

- ・意見を自由に出せる雰囲気をつくらう！
- ・人の話を聞いたり、自分の思いを話したりして、みんなとつながろう！

ただし、発言したくないときは、ハッキリと「パス！」という権利があります。

## 2 尊重

- ・人の話は共感的に、しっかりと聴こう！
- ・意見には反対しても、その人自身には温かい気持ちを持とう！

## 3 守秘

- ・話し合いの中で誰が何を言ったかは、外に漏らさないようにしよう！（プライバシー）

# 2 意識調査報告①

## 江府町同和問題に関する 町民意識調査について

### 調査対象

- ・町内20歳以上の約3分の1を無作為抽出  
(869人)を対象に調査を行った。

### 回収状況

- ・有効調査票は666票(回収率76.6%)

調査内容、調査結果については割愛します。

調査内容、調査結果については割愛します。

## 江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成 6 年 3 月 24 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神に基づき、町の責務、町民の責務、並びに町の施策等、必要な事項を定め、町民一人ひとりの参加により部落差別撤廃とあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に積極的に参画するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第 4 条 町は、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくするために必要な環境改善対策に関する事業を迅速かつ計画的に実現させるとともに社会福祉の充実、職業の安定、産業の振興、教育文化の向上、啓発活動等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 前項を推進するため、町は、町民の人権意識の高揚を図るうえで啓発推進団体の活用、指導者の育成など、関係団体との連携を密にするとともに、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

(実態調査等)

第 5 条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 町は、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくするために、必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議する審議会をおく。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の組織及び運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

**第一条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

**第三条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

**第七条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

**第八条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第九条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

### 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第二条** この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

調査内容、調査結果については割愛します。

調査内容、調査結果については割愛します。



## 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第九号)

(目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# **3 アイスブレーキング クイズ**

## 【第1問】

結婚式は「大安」の日に行くほうが良いと思う。の質問で何%の人が「そう思う」と回答したでしょう。

①24.5%

②50.4%

③81.2%

## 【第2問】

葬式は「友引」をさけて行う方が良いと思う。の質問で何%の人が「そう思う」と回答したか。

①28.2%

②50.6%

③70.8%

# 4 グループ討議

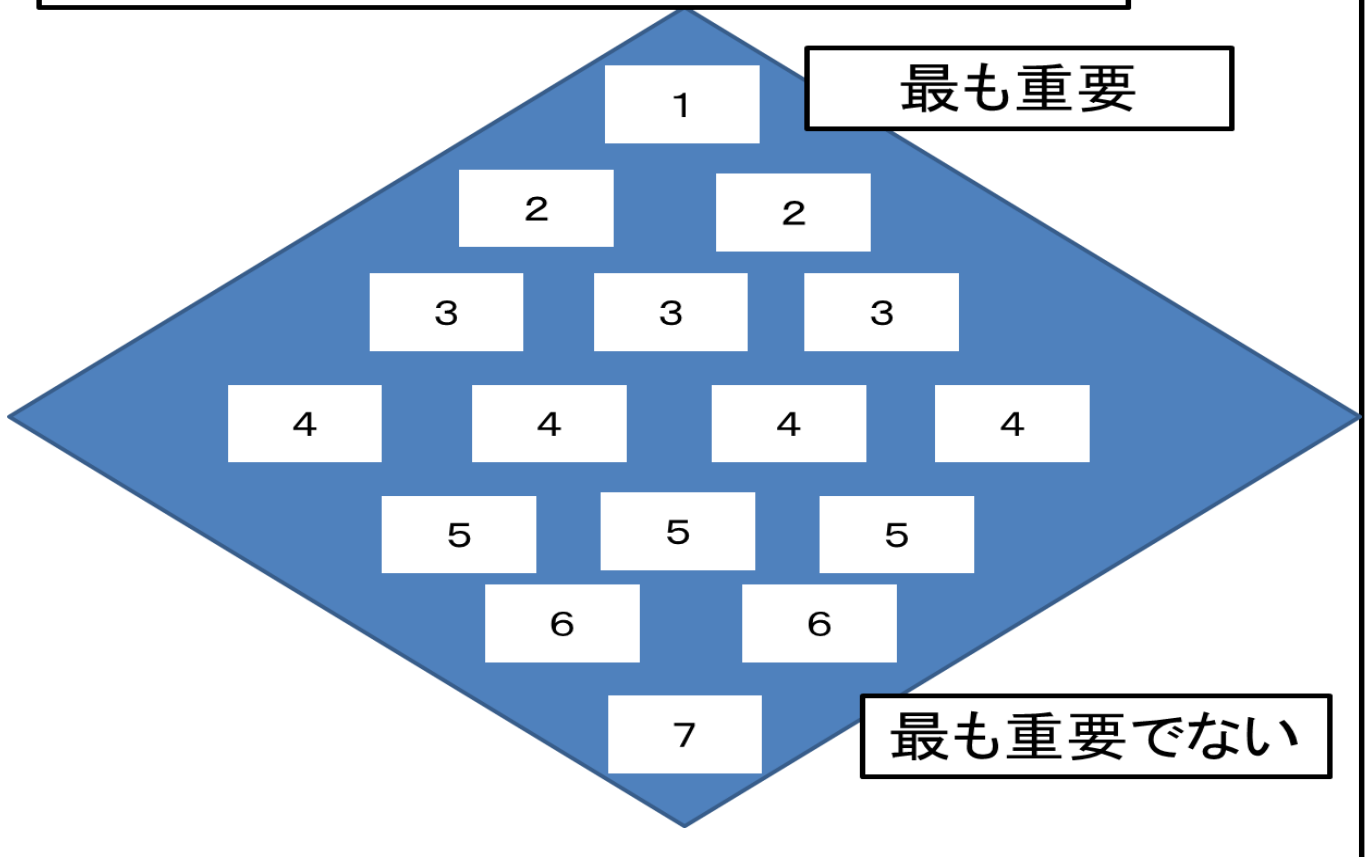
**【質問】**

あなたが理想とする  
結婚相手の条件は？

## 結婚の条件

見た目	健康
家柄	ルーツ（出自）
趣味が合う	結婚歴
収入	国籍
親との相性	年齢
性格	学歴
親の職業	父母等同居
住んでいる所	職業

「結婚の条件」 ダイヤモンドランキング



# 5 グループ発表

# 6 意識調査報告②

調査内容、調査結果については割愛します。

調査内容、調査結果については割愛します。

調査内容、調査結果については割愛します。



## わかりますか？ 身元調査で心まで

考えてみましょう 身元調査のこと、一人ひとりの人権のこと

自分は相手のことを知りたいだけ。  
差別するつもりはないのですが…。

ただ知りたいだけというのであれば、何のために調査をするのでしょうか。  
調べようとする行為に差別意識が潜んでいるのです。調べた結果、偏見や差別意識から相手に優劣をつけてしまったり、排除してしまったりすることにはなりません。

親として、子どもの幸せを願って身元調査することがないのですか？

結婚は本人同士の合意により成立します。(憲法第24条)  
子どもを思う親の気持ちも、身元調査を正当化するものではありません。  
幸せかどうかは子ども自身が決めることです。

## 身元調査を しない させない 許さない!

差別意識や偏見に基づいて行われる  
身元調査は人権侵害です。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図るため、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県 総務部 人権局 人権・同和对策課  
電話(0857) 26-7073、7074 ファクシミリ(0857) 26-8138  
電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

平成29年9月改訂版



## 身元調査 お断り!

### ◆プライバシーの侵害になります

私たちは、人のことを知りたいたいという気持ちと同時に、自分のことを人に知られたくないという気持ちも持っています。

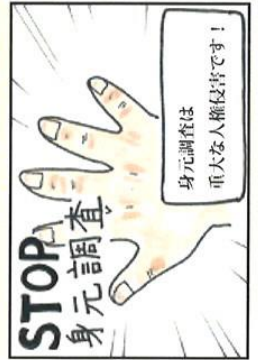
本人の知らないところで、本人にわからないように調べることや、身元調査に協力することはプライバシーの侵害にあたります。

### ◆差別行為につながるものです

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるという人権侵害につながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることできない「出生」や「家庭環境」などで結婚や就職の際などに差別をすることは許されないことです。

## 身元調査 お断り!



## 個人情報情報の不正取得と「本人通知制度」

### ◆住民票の写し等の不正取得が発覚

平成23年に東京の法務事務所の実質経営者らが、全国の市町村から戸籍の謄抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、犯罪などに利用されていた事件が発覚しました。

この事件では、鳥取県の自治体からも35件の住民票の写し等が取得されていました。

この不正取得の背景には、相手に気づかれないように相手の身元を調べたことを調査会社等に依頼する人がいることが考えられます。

### ◆あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

鳥取県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江府町及び智頭町を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります。

本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから不正取得を抑制する効果が期待されます。

【参考】とっとり人権情報誌「ふらっと」第27号(平成29年7月発行)記事の抜粋

#### ●本人通知制度の仕組み



(注1) 南部町、琴浦町及び北栄町は、第三者から請求があったものうち不正な目的で利用されたことが明らかにならなかった場合は、事前登録していなくても本人に通知します。  
(注2) 米子市及び琴浦町は、本人の代理人(本人の委任状を持参した者)へ交付した場合、事前登録していなくても本人に通知します。

## 対象となる証明書

- 本籍の記載のある住民票の写し
- 本籍の記載のある住民票の記載事項証明
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍謄抄本（全部事項証明、個人事項証明）
- 戸籍の記載事項証明（一部事項証明）

削除された住民票（除票）や除かれた戸籍（除籍、原戸籍）も含まれます。

ただし、以下の場合には通知されません。

- ・ 同じ世帯の方からの住民票の請求
- ・ 同一戸籍に記載のある方、配偶者、直系血族（父母、子など）からの戸籍の請求
- ・ 国や地方公共団体からの公用請求
- ・ 法律で定める裁判や紛争処理手続きのための請求

## 通知される内容

- 交付年月日
- 証明書の種類
- 交付通数
- 請求者の種別（代理人または第三者）

請求者の氏名や住所は通知されません。

通知の内容に心当たりがない場合には、開示請求をすることができます。ただし、開示される内容は「江府町個人情報保護条例」の規定の範囲内となります。

調査内容、調査結果については割愛します。